

## 第5節 都市環境 快適な都市環境の創造

### [1] 環境の状況

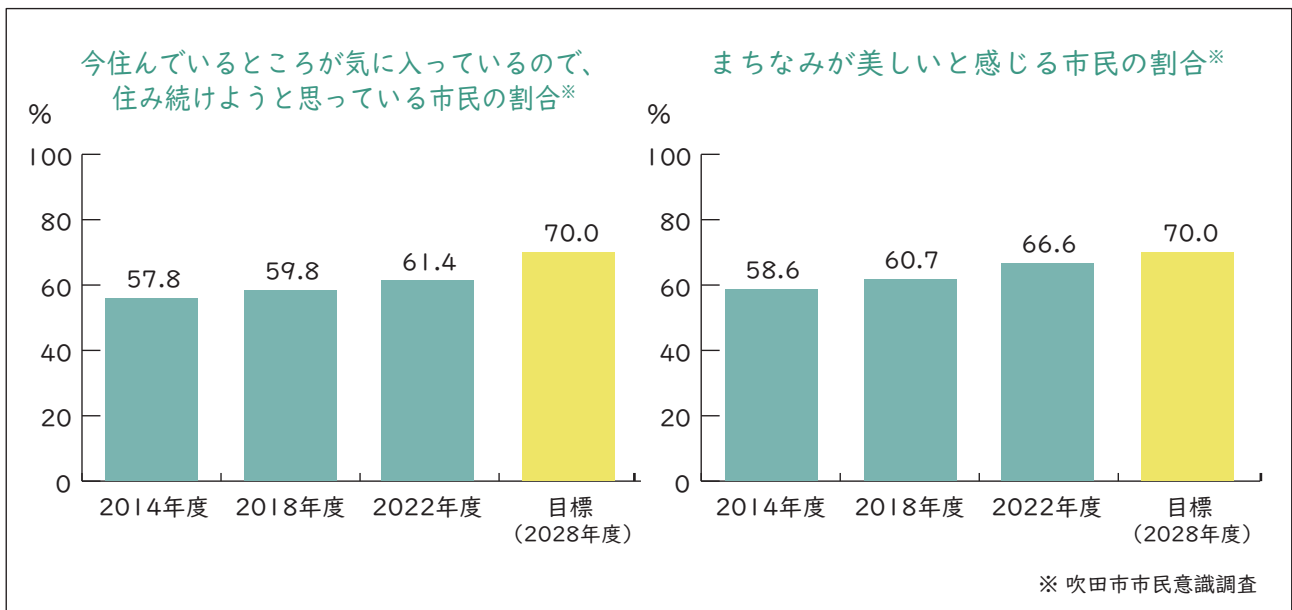
全ての市民が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を確保することが必要です。このような環境を基盤においたまちづくりの考え方を、本市では「環境まちづくり」と呼んでいます。特に、長期的にまちの環境を左右する都市開発には、「環境まちづくり」が重要となります。

本市は、都市計画に関する制度、良好な景観づくりを誘導する方策、環境配慮事項を定めた指針、独自の環境影響評価手続などの活用による開発事業

の誘導や、自動車に過度に依存しない交通環境の整備などにより、低炭素社会の構築を見据えた、より快適で美しいまちなみが創造されるよう取り組んでいます。

4年に1度実施している市民意識調査において、まちなみが美しいと感じる市民の割合は、2022年度（令和4年度）調査時点で66.6%となっており、2010年度（平成22年度）調査時点の57.2%から増加しています。今後もその割合が増加するよう、取組を継続します。

### 代表指数の進捗状況



### 指標の進捗状況

指標	2020年度	2021年度	2022年度	目標値 2028年度
鉄道・バスなどの公共交通網の 便利さに満足している市民の割合 <small>(2018年度吹田市市民意識調査) (2018年度吹田市市民意識調査) (2022年度吹田市市民意識調査)</small>	58.5%	58.5%	60.2%	60%
コミュニティバス1便当たりの乗車人数	15.9人	17.8人	21.3人	→
バリアフリー重点整備地区内の主要な 生活関連経路など整備延長	13.3km	14.2km	15.7km	17km

## [2] 施策

### ■ 景観

#### (1) 吹田市景観まちづくり計画

吹田市景観まちづくり計画は2007年（平成19年）3月に策定され、以後10年以上が経過する中で、本市を取り巻く状況の変化や上位関連計画の策定、見直しなども進む中、各種計画、施策などとの整合を図っていく必要があることから、理念や考え方は継承しつつ、本市の景観まちづくりのより一層の推進を図るため、2022年（令和4年）4月に改定

しました。

景観まちづくりは市民や事業者など、一人ひとりが身近な通りや地域の景観を良くしようとする取組の積み重ねであり、本市の景観の特徴や良さ、景観まちづくりの方向性を共有し、時間をかけて持続的に取り組んでいくことが大切です。

#### (2) 吹田市景観まちづくり条例

市民、事業者、専門家等及び市の相互の協働により、景観まちづくりを進めるため、吹田市景観まち

づくり条例を制定し、2009年（平成21年）4月から施行しています。

#### 景観まちづくり制度の主な内容

景観計画区域	本市全域を景観法の景観計画区域に指定しています。一定規模以上の建築物の建築や外壁の塗り替え、よう壁などの工作物、お店の看板などの屋外広告物などを計画する際には、市との事前協議や届出が必要です。
景観形成地区	特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聴いたうえで、指定します。建築物のデザインや色彩、敷際のしつらえなど地域の特性に合わせた基準を定めることができます。 2023年3月末現在、32地区、約119.7haを指定しています。
景観配慮地区	景観上良好な特性を有する地域や景観に配慮したまちづくりの必要がある地域を指定します。地区特有の基準を定めることができます。 2023年3月末現在、指定した地区はありません。
景観協定	建築物のデザインなどきめ細かなルールについて、土地所有者が締結する協定で、市が認可します。 2023年3月末現在、認可した協定はありません。
景観重要建造物 景観重要樹木	良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を所有者の同意のもと指定します。 2023年3月末現在、指定したものはありません。
景観まちづくり 活動団体	景観まちづくりに自主的に取り組むために、市民が設立した団体を、市が認定します。認定を受けた団体は、専門家のアドバイスなどの支援を受けることができます。 2023年3月末現在、認定した団体はありません。

■ 交通環境対策

(1) 公共交通の利用促進

本市は、公共交通の利便性向上、効率的・効果的な交通サービスの提供を目的として、2010年(平成22年)3月に策定した「吹田市地域公共交通総合連携計画」のもと公共交通空白地解消等の施策を実施してきましたが、近年の新型コロナウイルス

に伴う新しい生活様式の浸透などによる交通環境の変化を踏まえ、2022年(令和4年)3月に策定した「吹田市公共交通維持・改善計画」にて以下に示す基本理念・方針を掲げ市内交通事業者と連携した取組を進めています。

基本理念 「いまある公共交通を守り、多様な手段と連携し、みんなで支え未来へつなぐ公共交通」

課題	基本方針	事業
① 利便性向上によるバスの利用促進	基本方針1 公共交通サービスの維持・充実とPRIによる利用促進	事業1 公共交通サービスの維持・向上
		事業2 運行情報の提供
② 高齢者等のモビリティの確保	基本方針1	事業3 利用サービスの提案
		事業4 安全な公共交通事業の推進
③ 都市・地域拠点の機能向上	基本方針2 市民・利用者に寄り添う利便性の高い公共交通ネットワークの形成	事業5 バス路線の見直し
		事業6 交通結節点の機能向上
④ 公共交通に関する情報提供の充実	基本方針2	事業7 地域コミュニティ交通の創出
		事業8 公共交通の魅力の発信
⑤ 交通ICTの活用	基本方針3 共に支え、将来に向けた持続可能な仕組みづくり	事業9 担い手の確保
		事業10 次世代交通システムの積極導入

(2) コミュニティバス(愛称「すいすいバス」)

本市では、鉄道や路線バスなどの公共交通が不便で、鉄道駅から高低差があり移動が困難な地域における高齢者等の移動手段の確保等を目的として、2006年(平成18年)12月から千里丘地区でコミュニティバスを運行しています。加えて、2022年(令和4年)2月から千里山地区で試験運行を始めています。

なお、バス車両には低燃費で環境にやさしいものを導入し、坂道が多い住宅地での排出ガスの低減を図ることで、大気環境の改善に努めます。





### (3) 公共交通マップ

本市は、市民が公共交通を利用しやすくするため、交通事業者間の連携により、市内のバス・鉄道・モノレールなどの情報を掲載した「吹田市公共交通マップ」を2011年版から毎年作成しています。このマップには、主なバス路線や乗り場案内、バスの乗り方や便利カードについての説明、鉄道駅間の所要時間・運賃、自転車駐車場の情報などが掲載されています。



### (4) 交通バリアフリー

本市は、バリアフリー新法及び交通バリアフリー法\*に基づき、2001年度(平成13年度)から、順次、関係事業者と協力しながら、駅とその周辺でエレベーターや段差のない通路などを整備しています。

本市と豊中市の市境にある北大阪急行桃山台駅での交通バリアフリー化にあたっては、両市が共同で基本構想を作成し、事業者と協議して駅舎やエレ

ベーター・通路等を整備して、周辺住宅地への段差のないルートを確認しました。この取組により、北大阪急行電鉄(株)、豊中市、吹田市が連名で「第4回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を、2011年(平成23年)1月に受賞しました。

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

基本構想策定	整備期間	地区	駅
2003年4月	2003年度～	江坂地区	大阪メトロ・北大阪急行江坂駅
		山田地区	阪急山田駅、モノレール山田駅
		吹田・豊津地区	阪急豊津駅、吹田駅、JR吹田駅
2006年3月	2006年度～	桃山台地区	北大阪急行桃山台駅
2006年12月	2006年度～	千里山・関大前地区	阪急千里山駅、関大前駅
		南千里地区	阪急南千里駅
2008年3月	2008年度～	岸部地区	JR岸辺駅
		北千里地区	阪急北千里駅
		万博公園周辺地区	モノレール万博記念公園駅、公園東口駅
2018年3月	2018年度～	南吹田地区	JR南吹田駅

### (5) 吹田市シェアサイクル実証実験

専用アプリを登録し予約することにより、市内外に配置されたシェアサイクルポートで、どこでも電動自転車を借りたり、返したりできるサービスの実証実験を2021年(令和3年)1月より開始しました。

二酸化炭素の削減及び利用者の健康増進に貢献することを目的に、シェアサイクルの普及を目指します。



■ 環境まちづくり

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、工場の建設や大規模開発などの事業を実施する場合に、事業者自らが環境への取組を行うための制度です。

本市は1998年(平成10年)10月から、吹田市環境影響評価条例に基づいて、この制度を実施しています。独自の環境影響評価制度の実効性をより向上させ、市民にとってわかりやすく、事業者にとって取り組みやすい制度へと改正し、名称も、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」に変更して、2012年(平成24年)4月1日から施行しています。

対象としている事業は、道路、鉄道、住宅団地、商業施設など規模の大きい10種類の事業です。

事業者が環境影響評価を行うにあたっては、まずは地域の環境を十分に調査し、事業の実施による環境への影響を予測します。その予測結果が自ら掲げた環境保全目標と整合するかを評価します。これらの資料は公開され、事業計画の内容や環境影響評価の一連の検討過程について、環境のことを配慮したものになっているか、誰でも意見を出すことができます。市長は専門家からなる環境影響評価審査会の意見と、住民意見を踏まえて、事業者に意見を出します。事業者はこれを受けて事業を行ううえでの環境への取組内容を決定します。

吹田市環境影響評価条例の適用を受けた事業(1998年10月から2012年3月まで)

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後監査 終了日※2
			開始日※1	終了日※1	
(仮称)吹田貨物ターミナル駅建設事業	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄精算事業西日本支社	鉄道の建設	1999年 12月27日	2005年 11月30日	2014年 6月27日
(仮称)山田西阪急ビル建設事業	阪急電鉄(株)	大規模小売店舗の建設	2000年 1月17日	2002年 3月6日	2005年 1月31日
吹田東部拠点土地区画整理事業	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	土地区画整理事業	2006年 8月30日	2008年 4月30日	2016年 6月30日
(仮称)吹田千里丘計画	関電不動産開発(株)、東京建物(株) 新日鉄興和不動産(株)、(株)大京 社会福祉法人 博光福祉会 (株)長谷エコポーレーション (株)link works、(株)情報企画 吹田市	住宅団地の建設	2007年 6月20日	2010年 3月25日	

※1 表中の環境影響評価の開始日は実施計画書の受理日を、終了日は評価書又は報告書の受理日を示す。  
 ※2 表中の事後監視の終了日は事後監視報告書の受理日を示す。

吹田市環境まちづくり影響評価条例の適用を受けた事業(2012年4月以降)

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後監査 終了日※2
			開始日※1	終了日※1	
(仮称)吹田市立スタジアム建設事業	スタジアム建設募金団体	運動・レジャー施設の建設	2012年 4月2日	2013年 9月3日	2019年 7月16日
(仮称)エキスポランド跡地複合施設開発事業	三井不動産(株)	商業施設の建設	2012年 6月21日	2013年 12月27日	2018年 11月20日
(仮称)吹田円山町開発事業	大林新星和不動産	住宅団地の建設	2015年 10月29日	2017年 6月12日	
(仮称)SVH千里丘新築工事	アー克蘭ズ(株)	商業施設の建設	2018年 8月10日	2020年 8月7日	2022年 12月27日
佐井寺西土地区画整理事業	吹田市	開発行為	2019年 5月22日	2021年 10月8日	
(仮称)吹田藤白台5丁目計画	(株)日本エスコ 中電不動産(株)	住宅団地の建設	2020年 4月22日	2021年 12月28日	
江坂計画	住友不動産(株) (株)長谷エコポーレーション	住宅団地の建設	2022年 7月22日		
(仮称)北千里駅前地区第一種市街地再開発事業	吹田市	住宅団地の建設及び商業施設の建設	2022年 10月27日		
(仮称)ニトリ江坂店新築工事	(株)ニトリ	商業施設の建設	2023年 6月23日		

※1 表中の環境影響評価の開始日は提案書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。  
 ※2 表中の事後調査の終了日は事後調査報告書の受理日を示す。

大阪府環境影響評価条例の適用を受けた事業

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後調査 終了日※2
			開始日※1	終了日※1	
大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業	大阪外環状鉄道(株)	鉄道の建設	2000年 12月19日	2009年 8月31日	2020年 12月9日
吹田市北工場建替事業	吹田市	一般廃棄物 処理施設の設置	2003年 2月18日	事業廃止 (事業規模縮小により、府条例の対象外となったため)	

※1 表中の環境影響評価の開始日は方法書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。

※2 表中の事後調査の終了日は事後調査報告書の受理日を示す。

環境影響評価法の適用を受けた事業

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価	
			開始日※	終了日※
北陸新幹線(敦賀・新大阪間)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	新幹線鉄道の建設	2019年 5月31日	

※ 表中の環境影響評価の開始日は配慮書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。

(2) 環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】

低炭素社会を構築するためには、再生可能エネルギーの導入や、断熱性能の高いエコな住宅や建築物の普及が必要です。そのためには、開発や建築事業において、十分な環境配慮に取り組むことが求められています。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】とは、開発・建築等を行う事業者が事業の構想段階で

検討すべき環境への取組事項を示すものです。吹田市開発事業の手続等に関する条例(すまいる条例)の大規模開発事業者に該当する者は、同条例に基づき届出が必要です。事業者が実施・検討するとして届け出た環境取組の内容は、市のホームページで見ることができます。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】(令和3年度版)取組事項の概要

工事中の 取組 54項目	大気汚染や騒音などの公害防止	建設機械・工事関連車両・工事方法	37項目
	地域の安心安全	警備員の配置、交通安全、防犯など	5項目
	環境に配慮した製品及び工法	省エネルギー機器の採用、廃棄物・建設発生土削減	3項目
	快適な環境づくり	景観・周辺環境美化など	5項目
	地域との調和	工事説明・苦情対応・周辺の施設への配慮など	5項目
設備・ 施設等の 取組 45項目	地球温暖化対策	建築物の環境配慮制度など	11項目
	ヒートアイランド対策	高反射率塗料の塗布など	2項目
	自然環境・みどり	既存樹木の活用、屋上緑化など	8項目
	水循環	雨水利用、雨水浸透など	3項目
	地域の生活環境	大気・騒音・振動・日照障害対策など	13項目
	景観	景観形成、屋外広告物など	6項目
	安心安全	災害時対策設備、防犯設備など	7項目

■ 文化財

文化財は、現在及び将来の人々の文化の礎となる、国民共有の財産です。歴史的・文化的環境を次の世代に引き継ぐことは、持続可能な社会のために、現在の私たちに課せられた務めだといえます。

本市は、吹田市文化財保護条例で歴史、芸術又は

学術などの観点から重要なものを文化財として指定・登録しています。また国や大阪府が指定した文化財についても、一般公開や博物館での解説を通じて、その大切さの理解を広めています。

文化財指定(登録)状況 (2023年3月末現在)

文化財保護法		大阪府文化財保護条例		吹田市文化財保護条例	
史跡	2	有形文化財	7	有形文化財	9
重要文化財	4	有形民俗文化財	1	有形民俗文化財	7
重要有形民俗文化財	2	無形文化財	1	無形民俗文化財	1
重要無形文化財	1	史跡	1	天然記念物	1
登録有形文化財	28			地域有形文化財	1
登録記念物	2			地域有形民俗文化財	1
				地域無形民俗文化財	4